

2-4 快適環境の現状と課題

(1) 緑

人々にやすらぎやうるおいを与えてくれる緑の空間は、環境保全を求める市民意識の高まりとともに、ますます重要視されてきています。

こうしたことから、本市では、緑豊かな美しい街づくりを推進し、都市景観と快適な生活環境の形成を図るため、「浜松市緑の基本計画」に基づき、公園緑地の整備、道路緑化の整備、緑地協定^(*)の締結や樹木の交付などを通じた地域緑化などの取組を展開してきたところです。



表 2-18 市内の街路樹

管理区分	路線数又は箇所数	高木(本)	中木(本)	低木(株)
国	1	500	900	38,800
県	39	9,500	5,000	357,600
市	543	35,000	22,300	1,348,000
浜松市域計	583	45,000	28,200	1,744,400

資料：南・北部公園管理事務所調べ（平成19年4月1日現在）

また、古くから地元住民に親しまれてきた名木や古木、神社仏閣などの森や屋敷林を緑の遺産として継承するため、都市緑地法及び都市景観条例に基づき保存樹木・樹林^(*)（各66本・71ヶ所）として指定し、管理者と一体となって保全と拡大に努めています。

今後は、緑を育てる市民運動を一層活発化させながら、市民とともに緑の保全と創造に取り組んでいくことが望まれます。

一方、市北部には市域の68%を占める森林が広がっています。これらの広大な森林を保全していくことも、緑豊かな都市づくりを推進する上での大きな課題です。

そのためには、市民が水源かん養、木材の活用、地球温暖化の防止などの公益的な機能を持つ森林への理解を深め、また、森林と身近にふれあう機会を提供していくことが、非常に重要です。そして、森林ボランティアの育成などを行いながら、自分たちの森林の保全活動を推進していく必要があります。

（※本市の主要環境資源である森林については、本章2-6（P38）に詳述します。）

(2) 水 辺

遠州灘に面し、天竜川、都田川をはじめとする多数の河川が流れ、浜名湖、佐鳴湖などの湖が存在する本市は、多様な水辺環境に恵まれています。

本市はこれら水辺環境の水質を良好な状態に改善していくことが必要ですが、加えて、市民がこうした恵まれた水辺環境に親しむための公園やレクリエーションの場を充実することや、自然の生態系に配慮した水辺空間の保全・創出に取り組んでいくことも重要です。

（※本市の主要環境資源である天竜川（P40）、浜名湖（P42）、佐鳴湖（P45）、遠州灘（P47）については、本章2-6の各ページに詳述します。）



(3) 景 観

1) 都市景観

本市においては、昭和 62 年に「浜松市都市景観条例」を制定し、魅力ある都市景観や個性ある歩行者空間を創出する事業として、都市景観の形成に取り組んできました。

現在、都市景観形成地区^(*)は JR 浜松駅周辺の商業地区、佐鳴湖周辺の住宅地や工業団地などを対象に 16 地区が指定され、その総面積は 343.7ha となっています。

今後、さらに良好な都市景観を形成していくために、それぞれの地域が持つ個性を活かしながら、また、地域住民の意向を反映させながら、美しいまち並み形成、自然と調和した生活空間の創造に継続して取り組んでいくことが必要です。



2) 自然景観

本市は、赤石山地、天竜川水系、遠州灘、浜名湖など多様な自然景観をもち、また、みかん畑・茶畑、天竜美林といった個性ある風景、さらにはスーパー林道から眺望する四季折々の風景など、魅力的な自然景観の素材に恵まれています。こうした本市ならではの美しい自然景観を次の世代に確実に継承することも、現代に生きる我々の責務となっています。

そのため、自然環境への配慮に欠けた開発を防止していくことはもちろんのこと、農林業の営みの中で維持されてきた農山村の景観や美林などの伝統的で美しい自然景観の保全について、市民とともに新たな活動を起こしていくことも必要となっています。

なお、遠州灘の海岸線や砂丘が侵食され後退するといった問題が生じており、国や県と協力して調査・研究を行い、適切な対策を講じていく必要があります。



(4) 歴史文化

1) 概況

豊かな自然と温暖な気候に恵まれた本市には、旧石器時代にはすでに人が暮らしていたことが出土品などから明らかとなっています。また、京都・大阪と鎌倉・江戸の間に位置し、古くから人と物が行き交う東西交通の要衝であったことから数々の歴史の舞台となり、歴史的・文化的な遺産が数多く残されてきたことも本市の大きな特徴です。

各地区固有の歴史的・文化的遺産は、本市の個性を演出する上でかけがえのない資産であり、今後の環境政策を推進していく上において、これらを保全するとともに有効に活用していくことが求められています。

2) 文化財調査の結果

浜松市の文化財は次のとおりです。

表2-19 指定文化財集計表 (単位：件) (平成19年4月1日現在)

区分 区	天然記念物			史跡			名勝			無形民俗文化財		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
中区		2	3	1	1	3			1			
南区			3			1						
東区		1				1						
浜北区	1		2		1	5						
西区			4			8		1	1		1	
北区		3	19	1	5	24	1	4	1	1	2	1
天竜区	1	10	18		3	23			3	2	2	2
計	2	16	47 ^{*1}	2	10	64 ^{*1}	1	4 ^{*1}	5 ^{*1}	2 ^{*1}	5	4 ^{*2}
	計 65			計 76			計 10			計 11		

この表に示すほか、有形文化財、無形文化財などがあり、合計では425件になる。

*1 2区にまたがるものがあり、区ごとの計と合計は一致しません。

*2 遠州大念仏は市内全域にかかるため各区には掲載していません。

【主な天然記念物】

●北浜の大カヤノキ (浜北区/国)



樹齢 600 年 (推定)。高さ約 22.3m、根元周り約 15mの雌木。国内のカヤノキとしては最大級とされています。

●ホソバシャクナゲ群落 (天竜区/県)



標高 700mの国有林内に自生し5月下旬に花を付けます。分布上東限にあたります。

●鴨江の根上がりマツ (中区/市)



樹齢 400 年と推定されるクロマツで、根の部分が2m以上も地表から浮き上がっています。

【主な史跡】

●蜷塚遺跡（中区／国）



縄文時代後期から晩期にかけて 100 年間続いた集落、貝塚、墓地などの遺跡です。

●光明山古墳（天竜区／県）



全長 82m、市内最大の前方後円墳で、出土埴輪の破片から 5 世紀後半の築造とされています。

●高根城址（天竜区／市）



戦国時代に地元の国人領主奥山氏が築いた山城です。

●本坂一里塚（北区／市）



江戸日本橋から 72 里目の一里塚です。

●姫街道の松並木（中区／市）



江戸時代の主要街道の別ルートである姫街道沿いにある 3 km の松並木です。

●米津台場（南区／市）



米津台場は、安政 2 年（1855）に浜松藩主の命によって築造された砲台で、現在は高さ 6 m ほどの高まりが残存しています。

【主な名勝】

●龍潭寺庭園（北区／国）



小堀遠州が築いたと伝えられる池泉鑑賞式庭園。東海地方屈指の寺院庭園です。

●浜名湖（西・北区／県）



古くは遠淡海「とおつあはうみ」と呼ばれ、淡水湖でしたが、1498年の大地震によって今切口が開け、現在の汽水湖が形成されました。

●佐鳴湖（西区／市）



県下第 2 の面積の湖です。市街地に隣接し、水と緑に恵まれた憩いの場として、市民に親しまれています。

【主な無形民俗文化財】

●西浦の田楽（天竜区／国）



養老 3 年に行基菩薩が当地を訪れ、聖観音像や仮面を彫ったのがきっかけで始まったとされ、旧暦 1 月 18 日に月の出から日の出まで夜を徹して舞われます。

●川合花の舞（天竜区／県）



八坂神社に伝承されている湯立神楽。拝殿前に 2 間四方の舞処が設営され、その内の釜の周りで芸能が演じられます。

●遠州大念仏（市内全域／市）



中世の踊念仏が遊行僧、放下僧によって伝えられたものだが、三方ヶ原の合戦で戦死した将兵の霊を慰めるため、家康が僧に命じたという伝説も残っています。

国及び県指定文化財位置

※「寺野のひよんどり」「川名のひよんどり」「懐山のおくない」はまとめて「遠江のひよんどりとおくない」として指定されています。



図 2 - 21 国及び県指定文化財位置図